

## 沼田市建設工事検査規則

平成17年4月1日  
規則第55号

### (趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が執行する建設工事（以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

### (検査の種類)

第2条 検査は、完成検査、完成部分検査、出来形検査及び中間技術検査の4種類とする。

- (1) 完成検査 工事完成通知書の提出があったとき行うものとする。
- (2) 完成部分検査 工事の途中において、その一部が完成し、当該部分を使用する必要がある場合等に行うものとする。
- (3) 出来形検査 工事の途中において、沼田市契約規則（平成17年規則第53号）第51条に規定する部分払いをするとき又は契約の解除等により工事の中止があったとき行うものとする。
- (4) 中間技術検査 契約の履行を確認する必要がある場合又は完成後では検査し難い部分がある場合に、工事施工途中において行うものとする。

### (検査員)

第3条 検査員は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 市長が指定する契約検査課の職員
  - (2) 指定検査員 市長が指定する工事担当課等の職員
- 2 前項に規定する検査員が行う検査は、次のとおりとする。
- (1) 専門検査員 請負金額1件130万円以上の工事の検査
  - (2) 指定検査員 請負金額1件130万円未満の工事の検査
- 3 市長は、特別な技術を要する検査であるとき又は同一の時期に多数の検査が競合し、検査を行うことが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず指定検査員に検査を命じることができる。

### (検査員の職務)

第4条 検査員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、あらかじめ当該工事の内容について把握し、契約条件に適合するかを厳正に検査するものとする。

### (検査実施の時期)

第5条 検査の実施は、出来形検査にあつては請負者から出来形について検査を求められた場合において遅滞なく行い、完成検査にあつては請負者から工事完成の通知を受けた日から14日以内に行うものとする。ただし、契約に別の定めがある場合には、その定めるところによって行うものとする。

### (検査の立会い)

第6条 検査は、請負者又は現場代理人並びに主任技術者及び当該工事の監督員が立ち会いの上これを行うものとする。

### (検査の技術的基準)

第7条 検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

### (検査不合格の場合の処置)

第8条 検査員は、完成検査の結果、不合格と判定した工事については、請負者に対し期限を指定し手直し又は補強させることができる。

- 2 検査員は、前項の規定による手直し又は補強をさせたときは、その旨を記録し、検査調書に記載しなければならない。

### **(再検査)**

第9条 検査員は、手直し又は補強をさせた工事の検査については、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

2 検査員は、軽微な手直しで処理できると認めるものについては、口頭によりその指示を行い、当該工事の監督員から手直し完了を確認した旨の報告をもって検査に代えることができる。

### **(検査報告)**

第10条 専門検査員は、検査実施後速やかに検査調書を作成し、工事担当課長を経て市長に報告するものとする。

2 指定検査員は、検査調書を作成し、契約検査課長を経て市長に報告するものとする。

### **(工事成績の評定)**

第11条 検査員は、工事成績評定要綱に基づき、当該工事完成時に、工事成績の評定を行うものとする。

### **(検査台帳の整理)**

第12条 契約検査課長は、検査の結果について、検査台帳に工事成績その他必要な事項を記録し、これを整理しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する